

公取委の行政審判のメリット

経済実態等に関する専門的知見

・独占禁止法は、高度な専門性に基づく執行・判断が求められる。→実質的証拠法則を伴う審判制度は、準司法機関としての公正取引委員会による事実認定を尊重することを通じて、高度な専門性に基づく執行・判断を担保するとともに、早期の紛争解決を図ることができる。

専門行政機関としての専門的知見の蓄積

・専門的知見を加えた審決の蓄積等を通じて、審判制度がこれまでの独占禁止法の法解釈の形成に果たしてきた役割は大きい。
→事後規制型社会への移行や経済活動の複雑化が進む中でこの役割はますます増大。

独占禁止法基本問題懇談会報告書より

適切な処分の担保

・取消訴訟と異なり、裁量権の濫用等の問題に限定されることなく、原処分が競争秩序の回復のために妥当であるか否かなど、幅広い事項が審理の対象。
→より適切な処分が担保されやすくなる。

執行上の中立性・独立性の確保

・独占禁止法の執行に当たっては、独立性・中立性が重要な要素。
→公正取引委員会が独立委員会であることが競争政策の定着に大きく貢献。

事前審査型審判の場合は、審判手続を経て競争秩序の回復を目的とした妥当な処分内容が形成される。

中立・公正な判断の実績

・審決が判決で覆ることはまれ(昭和52年改正法施行後、確定判決が出た19件のうち公取委の判断が覆ったのは2件のみ)
→専門的知見に基づき中立・公正な判断が行われている証左

公取委の行政審判制度が妥当との結論